

関係者様各位

税理士法人第一経営 公益法人専門部会

社会福祉法人の税務処理のポイント

～消費税及び源泉所得税の基本的な考え方～

仲秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

社会福祉法人は収益事業を行っていないければ法人税の納税義務はありませんが、給与や報酬の支払いがあれば源泉所得税の納税義務は発生しています。また、収益事業を行ってなくても消費税の課税事業者該当する場合があります。具体的にどのような点に注意しなければならないのか、重要なポイントを解説いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

記

日 時：2018年12月3日（月）13：30～16：30（13：15～受付開始）

場 所：第一経営ビル2階研修室

（埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目332番地）

（当日のお問合せ先：048-650-0101）

さいたま新都心駅徒歩7分 or 与野駅徒歩8分

※さいたま新都心駅からは、改札を出て右手のNewDays（コンビニ）正面の

エスカレーターで地上へ降り、右方向へ徒歩7分です。（旧中山道沿い）

参加費：お1人様 3,000円（税込）

定 員：50名

<内容>

I. 消費税の取扱いについて～消費税の概要と簡易課税～

講師：税理士法人第一経営 酒井 章太郎

II. 源泉所得税の取扱いについて

～源泉徴収事務と年末調整～

講師：税理士法人第一経営 重久 公典



施設名		
住所		
連絡先	(TEL)	(FAX)
参加者のお名前		
個別相談希望	有 ・ 無 （相談内容）	

お問合せ・お申込みにつきましては、下記までTEL・FAXにてご連絡・お申込みをお願い致します。

【受付】税理士法人第一経営 公益法人専門部会 川越事務所

TEL：049-236-3333 FAX：049-236-3335（担当：酒井）